

第6期第5回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年11月26日(月) 午後2時30分から午後4時12分

2. 開催場所 むかわ町産業会館 第1研修室

3. 出席委員 ○(26名)

4. 欠席委員 △(1名)

1番	清瀬利一	○	11番	中澤浩	○	21番	佐々木保成	○
2番	鈴木秀子	○	12番	佐田正彦	○	22番	金谷仁	○
3番	清野薫	○	13番	藤岡健人	○	23番	佐々木諭	○
4番	小笠原正実	○	14番	森山幸治	○	24番	青木茂美	○
5番	山谷和彦	○	15番	石崎代里子	○	25番	宮田広幸	○
6番	山本好一	○	16番	土田泰弘	○	26番	藤江政利	○
7番	毛利武	○	17番	伊藤正人	○	27番	中島勝美	○
8番	林利輝	○	18番	貞廣賢治	○			
9番	宇南山浩利	○	19番	平島道弘	○			
10番	星力	△	20番	遠藤一三	○			

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 むかわ町農地転用届出事務処理要領第2条の規定による届出書の受理に関する件

第5 報告第3号 地区委員会の結果に関する件

第6 報告第4号 あっせん委員会の結果に関する件

第7 報告第5号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第8 報告第6号 むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件

第9 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第10 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第11 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第12 議案第4号 農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件

第13 議案第5号 農地移動適正化あっせんに関する件

第14 議案第6号 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件

第15 議案第7号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 鎌田 晃、主査 大捕 悠生
穂別支局－支局長 高木龍一郎、主査 藤野 真稔

7. 会議の概要

事務局長	総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会 長	【会長挨拶】
議 長	本日の出席者は26名です。欠席は、10番・星 力委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第6期第5回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。 それでは議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、9番・宇南山浩利委員と11番・中澤浩委員の両名を指名したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	それでは、両名に決定いたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告6件、議案7件の合わせて13件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えさせていただきます。 それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	【報告第1号、朗読及び説明】 2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。 合計5件・7筆・48,991㎡あります。それぞれの農地について、次の耕作等への調整をしてきてございます。 1番から3番については、借り手である●●さんが施設栽培を主とした経営とするため、畑作地であった農地について規模を縮小する意向から解約に至っています。こちらの農地は、現在今後の利用調整を行っています。 4番については、後の議案第2号でお諮りいたしますが、●●さんの住宅がこの度の震災により被災し新たに住宅を建築するため、法人に使用貸借していた当該農地を転用申請するにあたり解約に至っています。 5番については、後の報告第4号で報告します、他の農地のあっせんを当事者同士で行いましたが、賃貸借を行っていた農地のうちあっせん対象地以外を自留地とするため解約に至ったものです。以上です。

議	長	事務局の説明が終わりました。報告第 1 号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第 1 号は承認することに決定いたします。 それでは、日程第 4 報告第 2 号「むかわ町農地転用届出事務処理要領第 2 条の規定による届出書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第 2 号、朗読及び説明】 本件のように、自ら農業のために建設する 2 0 0 m²未満の農業用施設への転用の場合は、転用許可は不要でございますが、本町の場合は、その転用が正しいものであるかどうか、事務処理要領を定め 2 0 0 m²未満の転用についても届出をしていただくこととしております。 今回の届出書の内容につきましては、事務局で内容を審査した結果、この転用が正当であると認められますので、1 1 月 1 日付けで受理通知書を交付しております。 なお、5 ページから 7 ページまで現況地目図・配置図等を添付しておりますのでご確認下さいますようお願いいたします。以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第 2 号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第 2 号は承認することに決定いたします。 それでは、日程第 5 報告第 3 号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第 3 号、朗読及び説明】 1 1 月につきましては、議案に記載のとおり、1 1 月 1 4 日に穂別地区委員会を開催しております。 穂別地区委員会では、あっせんの申し出 6 件について審議した結果、4 件については、申出内容・譲受候補者等いずれも適当と判定、2 件については、農地中間管理機構の買入れが必要と判断したところです。 なお、あっせんの申し出内容については 9 ページから 1 1 ページに記載しておりますのでご確認をお願いいたします。以上でございます。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第 3 号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第 3 号は承認することに決定いたします。

議	長	それでは、日程第 6 報告第 4 号「あっらん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第 4 号、朗読及び説明】 先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。13 ページになります。
議	長	ただ今の説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。
24	番	1 番についてですが、事務局の報告どおりで特に補足説明等はありません。
19	番	2 番のあっせんについても事務局の報告のとおりですので、特に補足はありません。以上です。
議	長	ありがとうございます。報告第 4 号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第 4 号は承認することに決定いたします。 日程第 7 報告第 5 号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画（案）の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第 5 号、朗読及び説明】 15 ページから 17 ページまで申出書の写しを添付してございます。 記載の農地ですが、平成 26 年度に農地保有合理化事業により所有権が農業公社に移転しておりますが、公社から耕作者への所有権移転について、集積計画の作成申出があったものです。この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。 なお、計画の内容につきましては、議案第 3 号にてご説明申し上げます。以上でございます。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第 5 号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第 5 号は承認することに決定いたします。 それでは、日程第 8 報告第 6 号「むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第 6 号、朗読及び説明】 19 ページから 20 ページに照会内容がありますが、いずれにおいても、農業振興上の観点や周辺農地への影響といった点からも、特に問題がないと判断し計画変更に異議がないとして 21 ページのとおり回答をしておりますので、

主	査	ご報告申し上げます。以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第 6 号について、質問意見はありませんか。
		(質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第 6 号は承認することに決定いたします。 日程第 9 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第 1 号、朗読及び説明】 こちらは、平成 24 年から譲受人である●●さんが、譲渡人である●●さんより、使用貸借により経営移譲し経営主として耕作してきている農地ですが、この度贈与により所有権移転する申請があったものです。 以上 1 件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 23 ページから 25 ページまでそれぞれ、図面、調査書を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。
議	長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
4	番	1 番について現地を確認してきましたので報告します。 今回、贈与を受ける●●さんは平成 24 年から経営主となっており、これまでも適正に耕作をされてきております。今後も、現在と同様に水稻・花き・大豆などを作付していく予定であり、適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断いたします。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。
		(質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第 1 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第 1 号は原案どおり決定いたします。 日程第 10 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主	査	【議案第２号、朗読及び説明】 ７ページになります。 本件につきましては、●●さんが自己住宅を建築する案件でございます。 申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、転用は原則不許可であります が、農家住宅の建築は町農業振興地域整備計画の中で「農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項」に位置付けられており、農地区分と転用面積は特に問題ないと考えます。 また、面積・事業要件により北海道農業会議への意見聴取については不要案件となります。 ２８ページから３３ページまで、現況地目図・配置図・調査表等を添付しておりますので、ご確認いただきご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。
議	長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
7	番	１番について現地を確認してきたので報告いたします。 ●●さんが新たに自己住宅を建築する計画ですが、申請地は、現在の宅地と隣接する農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められ、転用目的、転用面積等も、特に問題はないと判断します。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。 （質問、意見なし）
議	長	質問意見がありませんので、議案第２号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なし）
議	長	ご異議がないようですので、議案第２号は原案どおり決定いたします。 日程第１１ 議案第３号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第３号、朗読及び説明】 ３５ページから、所有権設定３件です。 １番・２番は、報告第４号でご報告申し上げました、あっせんに伴う所有権移転となっております。 ３番は、報告第５号でご報告申し上げました、農業公社からの売渡に伴う所有権移転となっております。 以上、所有権移転３件６筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。

主	査	３６ページから３８ページにそれぞれの図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第３号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第３号は原案どおり決定いたします。 日程第１２ 議案第４号「農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第４号、朗読及び説明】 ４０ページになります。 ●●さんは、平成３０年１月に経営移譲により経営主となっておりますが、経営移譲されてから登録がなかったため申し込みを受けたものでございます。 以上１件の登録につきまして、ご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第４号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第４号は原案どおり決定いたします。 日程第１３ 議案第５号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第５号、朗読及び説明】 ４２ページになります。 以上、４件について、４４ページから４７ページまで図面を添付してございますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。 (質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第５号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第５号は原案どおり決定いたします。
日程第１４ 議案第６号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 【議案第６号、朗読及び説明】
４９ページになります
本件につきましては、先ほどの地区委員会の報告でも申し上げましたとおり認定農業者が農地売買支援事業の利用を希望し、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところであります。
なお、５０ページから５３ページまでそれぞれの、町長宛の要請書、図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議、ご決定くださいますよう宜しくお願いします。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第６号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第６号は原案どおり決定いたします。
日程第１５ 議案第７号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 【議案第７号、朗読及び説明】
５５ページになります。
１番は、公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。
申請地は町内市街地の一角にあり、昭和５８年に住宅が建築され既に３５年が経過しています。
１１月９日に担当委員と事務局にて現地調査を行っておりますが、今後も農地としての利用は困難と判断し農地採草放牧地以外と確認をしております。
５６ページに図面を添付しておりますので、ご確認の上、ご審議ご決定下さいますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

議	長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
2 2	番	現地を確認してきましたので報告します。 申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、市街地の一角にある土地で既に住宅が建築されており長く農地として利用されていなく、今後も、農地として利用することは難しく「農地・採草放牧地以外」と判断しております。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第7号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第7号は原案どおり決定いたします。 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。 なお、次回の第6回の総会の開催日は、12月25日に召集いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。